

学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日
中野区立第七中学校

目次

はじめに	3
第1章 本方針に関する事項	3
1 本方針に関する基本理念	3
2 いじめの防止等のための組織	3
3 基本方針の内容	4
4 いじめの定義	4
5 いじめの理解	6
6 いじめの防止等に関する基本的考え方	6
(1)いじめの防止	6
(2)いじめの早期発見	7
(3)いじめへの対処	7
(4)地域や家庭との連携について	10
(5)関係機関との連携について	10
第2章 いじめの防止等のために本校が実施すべき事項	10
1 組織等の設置	10
2 いじめ防止対策委員会の役割	11
3 重大事態への対処	11
(1)重大事態の発生と調査	11
(2)調査結果の提供及び報告	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、本校の生徒の尊厳を保持する目的の下、中野区教育委員会をはじめとする区関係各部署、本校、地域、保護者、警察等の関係機関との連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条の規定に基づき、学校が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第 1 章 本方針に関する事項

1 本方針に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。本方針は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、本方針は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、本方針は、いじめられた生徒の生命・心身を保護することが特に重要と認識し、組織的にいじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめの防止等のための組織

(1)本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び各主幹、学年及びE組主任、養護教諭、スクールカウンセラーにより構成される「いじめの防止等の対策のための組織」として「いじめ防止委員会」を置き、認知したいじめの全てを区教育委員会と情報を共有し、その対応にあたる。また、アンケートや個別の面談等による情報収集を定期的（年 4 回）または必要に応じて行い、生徒の実態把握及び本方針の見直しを行う（第 22 条関係）。

(2)本校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、区教育委員会と情報を共有し、「いじめ防止委員会」によ

る調査を行う。また、アンケートや個別の面談等の適切な方法により事実関係を明確にしていく（第 28 条関係）。

3 基本方針の内容

本方針は、いじめの問題への対策を本校や地域、関係機関が総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等により実効的なものにするため、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取り組みを定めるものである。

本方針の実現のために本校が法や本方針の意義を地域・保護者へ普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取り組みとその点検、その実現状況の継続的な見直しを実施する。

4 いじめの定義

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第1-2-(1)「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を強要されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品を強要される
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき行為と認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような行為は、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめられた生徒の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながらいじめられたり、いじめたりを経験するものである。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

多くの生徒が入れ替わりいじめられたり、いじめたりを経験しているという事実に基づき、いじめのいじめられた・いじめたという二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成するための取り組みを生徒、保護者、地域とともに実施する。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みを講じなければならない。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことや「いじめをしたくなる心理」についての理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うための取り組みを教職員、生徒、保護者等が連携して、いじめに関する意見交換会や地域でのいじめに関する認識を広めるための啓発活動を定期的に実施する。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要であるため、スクールカウンセラーによる1年生全員面接や講演会やワークショップ等を実施する。

全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるよう、校内での異学年交流のほかに、小中学校連携による取り組みを生かし、運動会や文化祭などの行事を活用した異学年交流を実施する。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。そのために、いじめの早期発見のための校内研修や生徒、保護者、地域を対象とした広報活動を学期ごとに実施する。

また、日常的な取り組みとして、休み時間や放課後の雑談の中などで、教職員が生徒の様子に目を配り、生活ノート（デイリーライフ）等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

さらに、いじめの早期発見のため、学校は、年間4回の定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守っていく。

(3)いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。そのために、家庭や教育委員会への連絡・相談を確実に実施し、事案に応じ、関係機関との連携によりいじめの解決を図る。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備となるための見直しを定期的に行う。

本校のいじめ問題解決の基本姿勢

①基本的な考え方

- ・ 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ いじめられた生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。
- ・ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼が置き指導する。
- ・ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

②いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ・ 本校の教職員は、生徒の遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見

した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

- ・ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりをもつ。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を絶対に守りその姿勢を示していく。
- ・ 発見・通報を受けた教員は抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに報告し、情報共有を図る。「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめを認知した時点で区教育委員会及びいじめられた生徒・いじめた生徒の保護者に報告し、事実確認の結果を随時、区教育委員会と情報共有するとともにいじめられた生徒・いじめた生徒の保護者に連絡する。
- ・ いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく野方警察署と連携して対処する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに野方警察署に通報し、適切に援助を求める。

③いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・ いじめられた生徒事実関係の聴取とともにスクールカウンセラーによる心のケアを行う。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員で協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ・ 状況に応じて、区教育委員会に配置されたスクールカウンセラーやスクール

ソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意する。
- ・ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

④いじめた生徒又はその保護者への指導

- ・ いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて区教育委員会に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、再発防止を図る。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意する
- ・ 事実関係を聴取し、迅速に保護者に連絡する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室による特別の指導計画による指導や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた子供に対しても、自分の問題として捉えさせる指導やいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつ指導を学級活動や道徳などで行う。
- ・ はやしたてるなど同調していた子供に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・ 再発を防ぐために、学年全体または学校全体の生徒働きかけ、意識化を図る。

⑥ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を警察と連携して行う。
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは、プロバイダ責任制限法に沿って、違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりでき

るようになっている。これを踏まえ、プロバイダに対して速やかに削除を
求めるなど必要な措置を講じる

- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに野方警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても定期的に周知する。
- ・ パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を定期的実施するとともに、保護者会等を活用し、地域・保護者においてもこれらについて啓発していく。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携し、保護者や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議会を開催する。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAにも教育相談のできる窓口を置き、生徒へ周知する。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応を本校や区教育委員会が、いじめた生徒へ必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子ども総合センター、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。そのため、青少年問題連絡協議会などの関係機関との連携協議会において、いじめの問題についても情報共有していく。

第 2 章 いじめの防止等のために本校が実施すべき事項

本校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 組織等の設置

本校は、第 22 条に基づき、校長、副校長、各主幹、学年主任及び D 組主任、養

護教諭、スクールカウンセラーを構成員とする「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、重大事案の発生時には、区教育委員会に設置された附属機関と速やかに情報を共有し、重大事案の解決及び際は防止にあたる。

2 いじめ防止対策委員会の役割

その具体的な活動の内容として、次のことを実施する。

- ・いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みが体系的・計画的に行われるよう、包括的な取り組みを教育課程に定め、その具体的な指導内容のプログラム化を行う。

- ・学期ごとの校内研修やいじめ指導チェックリストの活用により、いじめに対する教職員全体の資質能力向上を図る。

- ・「いじめ防止対策委員会」を組織として機能させるために、本方針策定の段階から保護者等地域の方にも参画いただき、年1回をめぐりにいじめ防止委員会が主となり、地域・保護者、生徒の代表とともに本方針の見直しを行う。

- ・策定した学校基本方針については、学校のホームページで公開し、保護者、地域を対象とした説明会を年度当初に実施する。

また、「いじめ防止対策委員会」の役割として、次のことを担う。

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画をPDCAサイクルで取り組む中核としての役割

- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割

- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童（生徒）の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、校長の判断により、迅速に調査を行う。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、速やかに区教育委員会へ事態発生について報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、区教育委員会に報告し、教育委員会の判断により、その事案の調査を行う。調査の主体として、本校が主体となって行

う場合は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて調査を行うが、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと区教育委員会が判断した場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、区教育委員会に調査を委ねる。

④ 調査を行うための組織について

本校または区教育委員会が、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、「附属機関」に情報を提供する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

本校は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合い、「附属機関」に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組んでいく。

ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケートや聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるとともに状況に応じては、スクールカウンセラーによる教育相談を実施など、再発防止にあたる。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせ、スクールカウンセラーによる継続的な心のケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。これらの調査を行うに当たっては、「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査

について協議し、調査に着手する。調査として、在籍生徒や教職員に対するアンケートや聴き取り調査を実施する。

(自殺の背景調査における留意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。本調査において、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を配慮し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童（生徒）の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童（生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に則り対応する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への、情報の適切な提供

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、本校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。保護者に対しての説明は、保護者の意向に合うよう適時・適切な方法で行い、時短が終結するまで定期的な経過報告を行う。また、実施したアンケートの集計結果についても、いじめられた生徒又はその保護者に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果については、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて区教育委員会に報告する。